

ローカル・ルール

1. アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。特に、次のホールで白杭の区域を越えた球はアウトオブバウンズとする。NO.1、NO.2、NO.3、NO.15、NO.18の右側と、NO.11の左側。
2. 修理地は白線または青杭をもってその境界を標示する。
3. 電磁カート道路の軌道は全幅をもってカート道路とみなし、球がこのカート道路上にある場合とスタンスがかかる場合は、ホールに近付かず球の止まっている箇所に最も近い地点を設定し、その地点から1クラブレンジ以内にドロップしなければならない。拾い上げた球は拭くことができる。本条の違反は2打付加、マッチプレーはそのホールの負。
4. 樹木の支柱、埋木、金網、給排水施設（U字溝を含む）は、規則第16条の1によって処理しうる動かせない障害物とする。（但し、道路、通路の舗装していない面や側面はその限りではない）
5. 球が空中に張られた動力線やケーブル、電話線に当たった場合は、そのストロークを取り消し、罰なしに再プレーしなければならない。
本条の違反は2打付加、マッチプレーはそのホールの負。
6. 正当な理由のある場合を除き、プレー終了後、前行組との間隔を25分以上空けた場合は、その組全員に2打を付加する。
7. 指定練習場について、ハーフターン時の練習は、練習グリーン以外は、禁止とする。本条の違反は午後の最初のホールに2打付加、マッチプレーは、午後のスタートホールの負。
8. 上記以外はJ.G.A.ゴルフ規則による。

附 則

競技委員会は必要に応じて競技の条件及びローカル・ルールを規定し、その都度クラブハウス内に提示する。

本競技規則は令和3年4月1日より実施する。

競技委員会